

IFRS News

April 2010

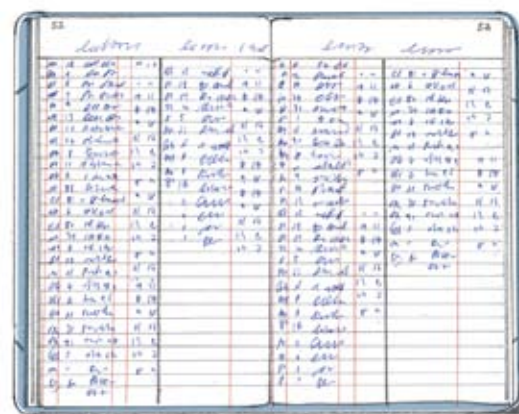
vol.

5

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームから四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2010年の第2号となる本号では、6月30日に終了する事業年度の財務諸表の作成に影響を与える新基準の一部とその基準がもたらす問題について取り上げます。次に、IFRSの適用に向かう国が増えるなか、世界における最近の動向を報告します。

また、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに着目し、我々がIASBにどのように働きかけを行っているのかについて、全般的に総括します。最後に、IASBが現在意見を公募している提案と、強制適用前の新基準の適用日について概要を説明します。



発効間近の新基準

2010年6月30日を事業年度末とする企業は、様々な新基準の適用が必要となる最初の企業となります

IASBが発行する基準や改訂は非常に多く、把握し続けるのは大変です。このため、IFRSニュースの最後に、発効日の一覧を掲載しています。

6月30日以降を事業年度末とする財務諸表を作成する企業は、2009年7月1日以降に開始する事業年度に有効となった重要な変更点に特に注意する必要があります。問題となる基準およびその主な影響について、以下に概要を示します。

IFRS第3号「企業結合（2008年改訂）」

企業結合に対する改訂基準では、企業合併および買収の会計要件に対する重要な変更を導入しています。この動きには、非支配持分（「少数株主持分」に対する新しい用語）の取引および子会社の支配の喪失における新しい要件が伴います。次の囲み部分では、主な変更点とその影響を明らかにしています。

主な変更点	影響
・のれんは取得日においてのみ測定 —譲渡対価、以前から保有していた投資の公正価値、識別可能資産および負債の公正価値*を控除した非支配持分を合計して算定（*例外が存在）	・「段階的な企業結合」アプローチはもはや適用されない ・以前から保有していた持分が取得日における公正価値で測定されるため、一部の企業結合では損益計算書に損益が認識される可能性がある
・少数株主持分は「非支配持分」に用語が変わり、以下のいずれかで測定することができる —公正価値 —識別可能純資産の持分割合相当額 ・公正価値を使用する場合、被取得企業における親会社の持分が100%未満であっても被取得企業ののれんの100%が認識される（「全部のれん」法とも呼ばれる）	・公正価値を選択した場合、連結プロセスに継続的な影響を与えるのれんの認識額が変更されることになる ・企業が子会社の識別可能純資産における持分割合相当額で非支配持分の計上を続ける場合、用語以外の変更点はほとんどない
・条件付対価は取得日の公正価値で測定 ・認識が行われる前の支払可能性が高くなければならないという要件はない ・条件付対価契約によって金融負債が生じる場合、その後に生じるあらゆる変動は損益計算書に計上する	・公正価値の当初評価の重要性が高まる ・財政状態計算書に対する条件付対価の直接の影響および損益に対する潜在的な影響は取得交渉時に検討しなければならない
・企業結合に関する費用は損益計算書の費用として計上	・損益に対するマイナスの影響は、企業結合の全体の影響を評価する際に検討しなければならない
・何が企業結合の対価の一部に当たるのかを判断する際に追加ガイダンスが示される	・対価契約は、以下のような企業結合の対価に含まれない支払について分析する必要がある —企業結合後の従業員の役務に対する支払 —既存の取引関係を処理するための支払 ・企業結合を構築するには、この追加ガイダンスの導入によって生じる利益に好ましくない影響を回避するため、慎重に検討する必要がある
・無形資産の認識基準に対する透明性の大幅な向上	・認識が必要となる無形資産が増える可能性がある。 例：マーケットレートを使用していないリースなど

IFRS第3号(改訂版)は、2009年7月1日以降に開始する最初の年次報告期間の期首以降を取得日とする企業結合に対して将来に向かって適用する必要がある、早期適用が可能です(各国の法律の要件に従う)。しかしながら、IFRS第3号(改訂版)を発効日以前に適用する場合、IAS第27号「連結および個別財務諸表(2008年改訂)」も同時に適用しなければなりません。

IAS第27号の改訂は、2009年7月1日以降に開始する会計年度に適用しなければなりません。一般的な要件がこの改訂に遡及適用されるものの、最も重要な改訂は将来に向けて適用されます。

上述の通り、IFRS第3号(改訂版)が発効日以前に適用される場合、IAS第27号(改訂版)も同時に適用しなければなりません。

IAS第27号「連結および個別財務諸表(2008年改訂)」

IAS第27号の改訂版はIFRS第3号(改訂版)に伴うものであり、以下の重要な変更が加えられています。

- ・支配の取得または喪失ではない非支配持分取引(子会社における持分の部分的な売却および非支配持分が保有する株式の購入等)は資本取引として会計処理する。損益計算上における損益は計上せず、のれんに対する調整は行わない。
- ・子会社の支配の喪失の場合、残余投資は支配を喪失した日の公正価値で認識される。この公正価値は損益計算に含まれる。

IFRIC第17号「株主への非現金資産の分配」

IFRIC第17号は、企業が株主に対して行う非現金資産の分配(例:有形固定資産または事業等)および株主に非現金資産または現金代替物を受け取る選択肢を与える分配に適用されます。分配の前後で最終的に同一の当事者が支配する非現金資産の分配(例:事業が配当によってグループに譲渡される場合等)には適用されません。IFRIC第17号は、自己株式に支払われた配当の会計にも影響を与えません。

IFRIC第17号では、企業は以下が義務付けられます。

- ・株主に非現金資産を配当として分配するための負債を、分配される資産の公正価値で測定する。
- ・分配される資産の簿価と支払われる配当の簿価の差額を決済時に損益に認識する。

IFRIC第17号は、2009年7月1日以降に開始する事業年度に適用しなければなりません。遡及適用は認められず、早期適用は可能です。

2009年7月1日以前に開始する期間にIFRIC第17号を適用する場合、IFRS第3号「企業結合(2008年改訂)」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表(2008年改訂)」も適用しなければなりません。

その他の新基準

適格なヘッジ対象

「適格なヘッジ対象」はIAS第39号「金融商品:認識および測定」に対する改訂であり、ヘッジ会計目的のキャッシュフローのリスクまたは対象部分の指定に対するIAS第39号の要件の一部の適用を明確化することを目的としています。

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」

IFRS第1号の改訂版が2009年7月1日以降に開始する期間に有効となります。改訂版では構造面が改善されたものの、技術的な変更はありません。

初度適用者に対するIFRS第7号の比較開示の限定的免除

IFRS第1号に対する改訂では、初度適用者に対し、最近IFRS第7号に盛り込まれた金融商品に関する改善された開示内容・様式の適用を行なう際に求められる比較情報の要件を、限定的に免除しています

IASBは「初度適用者に対するIFRS第7号の比較開示の限定的免除 (IFRS第1号の改訂)」を発表しました。IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂では、初度適用者が「金融商品に関する開示の改善 (IFRS第7号の改訂)」を初めて適用する場合に、すでにIFRSを採用している企業に認められている比較情報の免除と同様の恩恵を受けることができます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々はIFRS第1号の改訂の導入に賛成します。この改訂により、初度適用者は、すでにIFRSに基づいて財務報告を行っている企業が利用できる移行条件に沿った移行時の免除措置を受けることができます。

「金融商品に関する開示の改善 (IFRS第7号の改訂)」自体は2009年に発行されており、企業が金融商品の公正価値の判断方法をより明確に説明し、流動性リスクの開示を改善することを目的としています。IFRS第7号の改訂では、適用した最初の年には企業は義務付けられた比較情報の開示を行なう必要がないとされました。しかしながら、IFRS第1号に対し、それに対応する変更は行われませんでした。IASBによるIFRS第1号に対する新しい改訂ではこの不整合が排除されます。

IFRS第1号の改訂は、2010年7月1日以降に開始する事業年度に有効となります。早期適用が可能です。



SECが米国におけるIFRS適用の可能性について声明を発表

米国は米国の財務報告システムにIFRSを組み込むのか、またその場合の方法と時期を2011年に決定

米国の証券取引委員会(SEC)は、会計基準の世界的なコンバージェンスの支持を明言する声明を再度発表しました。声明では、IFRSは単一の国際会計基準として機能する可能性が最も高いと認め、米国の財務報告システムにIFRSを組み込むか否かを2011年に最終決定するとしています。

しかしながら、SECはIFRSの採用に関する決定を行う前に、いまだ評価しなくてはならない複数の問題も特定しました。これを受けSECはそのスタッフに対し、SEC声明にも含まれているこれらの問題に取り組むための作業計画の作成を指示しました。作業計画の完了およびIASBと米国財務会計基準審議会が共同で行うコンバージェンス・プロジェクトの完了が、米国の財務報告システムにIFRSを組み込むか否か、またその場合の方法と時期について、SECが2011年に決定することを可能にします。

同時にSECは、現段階では一部の米国発行体に対するIFRSの早期適用の選択を続行しないことも発表しました

SECが2011年に米国財務報告システムにIFRSを導入することを決定した場合、米国企業は2015年以降、IFRSに基づいた報告が義務付けられることが予想されます。

作業計画

SECによって承認された作業計画は、提案されたロードマップにおける提言により、米国財務報告システムにIFRSを組み込むべきなのかという点、およびその方法について評価する際に考慮するようSECに促された多くの項目について述べています。検討される以下の項目は、IFRSの特性、それらの基準が設定される方法、特定の移行時の検討事項に関連しています。

IFRSの特徴およびIASBの基準設定プロセス

- IFRSの十分な開発と適用
- 基準設定者の投資家の利益からの独立性

移行時における検討事項

- IFRSに関する投資家の理解および教育
- 会計基準の変更による証券取引法以外の米国の法律または規則への影響
- 実施による発行体への影響
- 作成者および監査人の備え

IFRSが十分に開発され適用されているかを判断する上で、SECスタッフは以下の分野の評価が必要だと考えています。

- IFRSの包括性の程度
- IFRSについての監査の可能性および執行可能性
- IFRSに基づいて作成された財務諸表の管轄地域内および複数の管轄地域での比較可能性の程度

SECの声明は、2009年12月15日以降に終了する事業年度からIFRSによるSECへの提出を一部の米国発行体に認めていた2008年のロードマップにおける提案を撤回したことでも注目されます。しかしながら、今後、SECがIFRSの採用を義務付ける決定を行った場合、IFRSの早期適用は依然として実行可能な選択肢であると見込まれます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

グラント・ソントンLLP、国際・国内会計担当のナショナル・パートナー、ゲイリー・イリアーノは次のように述べています。

「我々の多くは、SECによるIFRSへのコンバージョンの正式な日付の決定を望んでいました。しかし、SECがIFRSを単一の国際基準とすることを再度明言し、来るべき2011年に決定を行うと再確認したことを歓迎しています。これにより今後大きなアクシデントを回避するペースで、IFRSの道を前進することになります。」



インドがIFRSの段階的 コンバージェンスを表明

インドのIFRSのコンバージェンスに対するアプローチが明らかになるにつれ、IFRSに基づいた報告を経済的かつ持続可能な形で達成するための対策が必要な企業に焦点が移っています

インド企業省が設立したコア・グループ(2010年1月版IFRSニュースを参照)は、将来的にインド会社法に基づく会計基準が2つ存在することになると発表しました。

このうちの1つは、IFRSとのコンバージェンスが進められているインド会計基準で構成されます(コンバージェンス後の基準)。これらは段階的に特定の範囲の企業に適用されます(表を参照)。

2番目は、既存のインド会計基準で構成され、その他のすべての企業が適用できます。特にこれらの基準は、純資産が50億ルピー未満の非上場企業、インド国外の証券取引所に株式またはその他証券を上場していない企業、および中小企業を対象としています。

銀行および保険会社のIFRSへの移行に取り組む別のロードマップは、コア・グループのサブグループが提出する予定です。

段階	対象企業	開始財政状態計算書*	最初の財務諸表
第1段階	・NSE Nifty 50インデックス構成企業 ・BSE Sensex 30インデックス構成企業 ・海外の証券取引所に株式または 其他証券を上場している企業 ・純資産が100億ルピー超の上場 および非上場企業	2011年4月1日	2012年3月31日
第2段階	・純資産が50億ルピー超100億ルピー 未満の上場および非上場企業	2013年4月1日	2014年3月31日
第3段階	・純資産が50億ルピー以下の上場企業	2014年4月1日	2015年3月31日

*3月31日以外を年度末とする企業は、3月31日の後に作成された最初の財政状態計算書に関連して開始財政状態計算書のコンバージョンが行われる

5つの緊急措置

グラント・ソントン・インドでは、段階的アプローチにおいてコンバージェンス後の基準に移行する必要がある企業に対し、以下の措置をとることを推奨します。

- ・経営成績、ITインフラ、業務プロセス、人事方針、その他自社組織に与える可能性のある影響を評価
- ・費用予算の計上、取締役会による援助、およびIFRSプロジェクトチームに関する機動性の確保
- ・内部資源の再配置に関する実行可能性と費用の評価
- ・主要スケジュールと中間目標の設定—移行のための詳細なプロジェクト計画の作成
- ・投資家とのコミュニケーション戦略の作成

ブラジルがIASBとの覚書に署名

2010年末をIFRSの完全コンバージェンスの完了予定日に設定

2010年1月、ブラジル連邦会計委員会、ブラジル会計公告委員会、およびIASBの間で覚書の署名が行われ、ブラジルのIFRS適用に向けた動きは加速しました。覚書では2010年末をIFRSの完全コンバージェンスの完了予定日に設定し、各組織間での将来的な協力のためのフレームワークを制定しました。

ブラジルの上場企業および金融機関は2010年12月31日以降に終了する事業年度に対しIFRSの適用が義務付けられます。覚書ではブラジルの会計原則とIFRSの間に残る差異を2010年末までに解消する目標を設定しています。この日以降、これらの企業の計算書はIFRSに基づいて発表されることになり、ブラジルの会計原則は事実上これらの企業には存在しなくなります。

ブラジルのその他の企業には、中小企業(SME)向けIFRSが採用可能となります。小規模企業の多くは現在ブラジルの法律で認められている簡素化された会計システムを引き続き適用すると思われるものの、他の多くの企業は、自発的あるいは資金提供先からの要請を理由として、SME向けIFRSを適用すると思われます。

覚書はブラジルの基準設定グループとIASBの間の関与を強化しています。アマロ・ルイ・ド・オリベア・ゴメスは常任のIASB理事会メンバーに5年間の任期で任命されました。また、これらの動きは世界中でIFRSが質の高い単一の国際会計基準として支持が高まっていることを明確に示しています。



IAS第37号「負債の測定」の期限が延長

IASBは公開草案「負債の測定」に関する意見の募集期限を2010年4月12日から5月19日に延長しました。

2010年1月のIFRSニュースで述べたように、IASBは当初2005年に発表された提案の一部のみを再公開しています。しかしながら、全般的な変更が多く企業が影響を受けるほどに広がっており、提案された基準全体を再公開しないという決定には異論があります。

特に懸念されたのは、企業からの資源の流出となる可能性が高い(つまり起こる可能性の方が高い)場合にのみ債務を負債として認識するIAS第37号の基準を排除する提案です。提案された基準では、企業は債務を果たすための予想価値(すなわち起こりうる結果の範囲での資源流出の発生可能性加重平均)を見積もります。この提案された変更は、特に訴訟の多い製薬業界やたばこ業界に影響を与えます。

提案された基準全体を再公開としないという決定には異論があります

IASBは現在ウェブサイトにて提案された新しいIFRSの草案を掲示し、会員からの懸念に応え、当初の意見の募集期限も延長しました。これにより、コメントをIASBに回答する際に提案されたすべての変更の十分な影響を評価する機会が与えられることになります。

金融負債の分類および測定

IFRS第9号第1章で金融負債の分類および認識を取り上げないという決定を受け(2010年1月版IFRSニュースを参照)、IASBは引き続きこれらの商品の扱いを審議しています。

3月の会合でIASB理事会は公正価値オプションに指定された金融負債は財政状態計算書に全面公正価値で示し、その変動を損益に認識しなければならないとするそれまでの暫定的な決定を承認しました。理事会では企業の「自己の信用リスク」に起因する公正価値の変動部分を、損益からその他包括利益に振り替えることも決定しました(「2段階」アプローチ)。

その他の非デリバティブ負債については、IASBは暫定的にIAS第39号の既存のアプローチの大部分を保持することを決定しました。これにはIAS第39号の組込デリバティブの特定および分離要件が含まれます(「密接に関連している」場合を除く)。この決定の影響(実行された場合)は、資産および負債に対するIFRS第9号の要件と釣り合いが取れなくなることです。従って、待ち望まれた簡素化による利点の一部は達成されません。

これらの決定は意見を募集するために公開草案で正式に発表されると思われます。公開草案では上述の「2段階」アプローチは適切か、および優れた代替案はあるかが検討されます。

IASBおよびFASBは報告企業の概念に対する提案を発表

IASBと米国財務会計基準審議会は、報告企業の概念に関する公開草案を発表しました。この提案は、将来の会計基準設定の基礎となる概念的な枠組みを共通化し改善する共同プロジェクトの一環として作成されました。

公開草案では、報告企業の定義を図り、企業は支配下にある企業を財務報告目的で連結しなければならないと提案しています。この提案では、企業が自己の利益の創出のために他の企業の活動を指示する権力を持つ場合に、企業は当該他の企業を支配しているとしています。

IFRSタクソノミ2010

国際会計基準委員会財団は、IFRSタクソノミ2010の公開草案を発表しました。

提案されたIFRSタクソノミ2010は2010年1月1日現在発行されているIFRSをXBRL (eXtensible Business Reporting Language)に翻訳したものです。

提案されたタクソノミでは初めてIFRSとSME向けIFRSを単一のタクソノミに統合しています

XBRLは、企業情報要件の自動化のために開発された技術で、財務諸表の作成、共有、分析が含まれます。IFRS XBRLは實際上データタグの辞書です。各タグは、IFRS財務諸表に含まれる可能性がある特定の情報を表していて、ソフトウェアツールを使用した財務諸表の自動解析を容易にします。

XBRLは、特にIFRSに基づいた報告を行う管轄地域内において、急速に財務情報の電子申告の選択形式となっています。これは企業や規制当局、投資家、アナリスト、およびその他のIFRSタクソノミ利用者によるIFRS財務データの比較と、容易で早い提出とを促進するためです。

提案されたタクソノミは、2009年版と比較すると大幅な構造上の改善が行われ、初めてSME向けIFRSが統合されています。

IASBは法人所得税プロジェクトの方針を変更

2009年3月の公開草案「法人所得税」に対するコメントの分析を受け、IASBは法人所得税会計の根本的な見直しを今後延期することを決定し、このプロジェクトの目的をIAS第12号の実施で直面する問題の解決に変更しました。

プロジェクトの範囲は現在、以下を検討しています。

- ・不確実な税務ポジション(ただしIAS第37号の改訂が終了後のみ)
- ・公正価値で再測定された資産に対する繰延税金

IASB理事会は2009年3月の公開草案への回答で広く支持された以下の提案の導入も決定しました。

- ・資産の回復または負債の清算が課税利益に影響を与えるかどうかを検討するための第一段階を導入
- ・すべての繰延資産および必要な範囲において相殺される評価性引当金の認識
- ・評価性引当金の必要性評価に対するガイダンス
- ・実質的な適用ガイダンス
- ・連結納税申告書を提出するグループ内の当期税金および繰延税金の配分

グラント・ソントン・インターナショナル によるIFRS Top 20 Tracker —2010年版

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは「2010年版IFRS Top 20 Tracker」を発行しました。

2010年版では、グラント・ソントン・インターナショナルがIFRS作成企業にとっての潜在的な問題として特定した開示及び会計上の問題の中の上位20項目について、経営者に解説しています。

2010年版で論点を選ぶ要点となった主要なテーマは以下の通りです。

- ・世界の大部分において経済および市場環境は依然として厳しい状態が続くなか、変わらぬ世界的な金融危機の影響
- ・財務報告要件の実施責任を持つ規制当局が焦点を当てる分野
- ・初度適用企業および既にIFRSに基づいた報告を行っている企業の両方に影響を与える基準および解釈指針の直近の変更点



「Top 20 Tracker」はグラント・ソントン・インターナショナルのメンバー・ファームのクライアントが現在直面している主要問題を明らかにすることを目的としています。経営陣がこれらの問題に焦点を当てるのに役立つ参考資料を提供しています。

Top 20 Trackerをご希望の場合は、各国事務所のIFRS担当窓口までご連絡ください。

インドのパートナーがフィナンシア・ワールドワイドの円卓会議に参加

グラント・ソントン・インドのIFRS実施リーダー、サイ・ベンカテシュワランは2月、フィナンシア・ワールドワイドが開催した円卓会議に参加しました。

円卓会議ではIFRSを単一の国際会計基準として利用する利点と問題点に注目し、以下のような疑問点を検討しました。

- ・会計システムを規則主義から原則主義に変更する影響は何か
- ・既存の法的および規制要件の変更の管理など、現在IFRSを展開している国が直面するマクロレベルの問題は何か
- ・IFRS順守への移行の関連費用の管理のために企業はどのように準備しなければならないか

グラント・ソントンUKがヘッジ会計のインターネット配信を実施

グラント・ソントンUK LLPの保証業務チームは、クライアント向けにインターネット配信を行い、IAS第39号のヘッジ会計要件の概要を説明しました。

インターネット配信はグラント・ソントンUK LLPのウェブサイトでご覧になれます (www.grant-thornton.co.uk)。

インターネット配信には以下が含まれます。

- ・ヘッジ会計要件の概要
- ・取引の様々な段階の説明
- ・有効性テストの使用やヘッジのための文書化を含む、実際のケース・スタディの説明

グラント・ソントン・インターナショナル が公開草案「経営者による説明」に 対するコメントを表明

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IASBの公開草案「経営者による説明」の公開草案に対しコメントを表明しました。

この分野における強制的な国際的要件の作成に優れた事例があると思われるものの、実際に適用される前に国際的なレベルでの調査が必要となる複雑な監査、法律、文化、および実務上の問題があります。特に、一部の管轄地域における将来的な情報に関する訴訟リスクは、この分野にIFRSを受け入れる上で重大な障壁となる可能性があります。

このため、今の段階では、我々は高い水準の原則主義のガイダンス文書を作成するというIASBの決定を支持します。この性質を持つ文書は、特にこの分野での要件が十分に発展していない管轄区域において、経営者による説明の改善に寄与すると思われます。

グラント・ソントンUSが 「非上場企業の財務報告」を発表

米国のメンバー・ファームであるグラント・ソントンLLPは、非上場企業の会計基準に関する動向を調査した白書「非上場企業の財務報告」を発表しました。

米国ではこれまで、非上場企業の報告を差別化するという概念は拒絶されてきました。しかしながら、中小企業向け国際財務報告基準の発表を含む世界中における最近の動向を受け、この問題が再び議題に上っています。

グラント・ソントンLLPの白書では、非上場企業の会計基準を再検討した場合の概要を説明しており、財務報告モデルの段階的な変更が、株式上場企業と非上場企業の財務報告の目標にくさびを打ち込みながら、財務諸表の本質をどのように変えていくかを示しています。特に、財務報告の焦点が純利益の報告から将来キャッシュフローにどのように変わったのかについて述べています。

白書では、最善の結果はおそらくすべての米国企業に対する単一の目標と単一の基準である一方、世界の資本市場の投資家および債権者にとって複数の基準がニーズを満たす最良の方法である場合があることを、世界の資本市場に特有の要求とその重要性が示している可能性があるとは結論付けています。また、その他の基準、説明責任および各国の法律の検討事項をより反映したものは、非上場企業および非営利組織の需要により良く対応できる可能性があるとも述べています。

グラント・ソントンのメンバー・ファームが地域的なIFRS研修の恩恵を受ける

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、2010年にメンバー・ファームのパートナーおよびスタッフ向けの上級IFRS研修コースを行う予定です。IFRSチームは、マレーシア、米国、オランダ、トルコおよび南アフリカで地域的な研修コースを開催する予定です。

これらの地域的なコースに加え、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、インターネット配信を通してメンバー・ファームのパートナーおよびスタッフに四半期ごとに技術的な最新情報を提供しています。

これらの取り組みと共に、グラント・ソントン・インターナショナルのメンバー・ファームのネットワーク全体でIFRSの質の高い一貫した適用の促進に貢献しています。

グラント・ソントンUSがIFRS比較ガイドを更新

米国のメンバー・ファームであるグラント・ソントンLLPは「米国会計基準と国際財務報告基準の比較」の最新版を発行しました。

同書は、読者が現行の米国会計基準とIFRSの間の主要な共通点と違いを特定する手助けとなることを目的としています。また、米国会計基準またはIFRSの知識を持たない人が主要要件を正しく理解するのに役立ちます。

1.4版(2009年12月31日)では2009年12月31日までに発行された基準を更新しました。さらに、同書における米国会計基準の参照はコーディフィケーション前後の文献の両方からの引用を含むように更新されています。

同ガイドは、グラント・ソントンLLPのウェブサイトからダウンロードできます(www.grantthornton.com)。



グラント・ソントンUKはメディア業界におけるIFRSを調査

グラント・ソントンUK LLPは、メディア業界の会計実務に関する4回目の調査を発表しました。最新の調査では、ロンドン証券取引所メインボードまたはAIMに上場している、英国メディア企業全体におけるIFRSの導入の影響を考察しています。

調査は特に以下に焦点を当てています。

- ・企業結合
- ・知的財産権
- ・収益認識およびセグメント

調査結果は、グラント・ソントンUK LLPのウェブサイトからダウンロードできます (www.grant-thornton.co.uk)。

南アフリカのパートナーがヨハネスブルグ証券取引所のパネルディスカッションに参加

グラント・ソントン南アフリカのリスク・マネジメントおよびプロフェッショナル・スタンダードのリーダー、フランク・ティミンズは、3月に開催された金融資産の減損をテーマとしたパネルディスカッションに参加しました。

パネルディスカッションは、南アフリカ勅許会計士協会とスタンダード・バンクの後援で、ヨハネスブルグ証券取引所において行われ、IASBの公開草案「金融資産の償却原価および減損」を考察しました。

パネルディスカッションは、会計、クレジットモデリングおよび財務諸表分析の専門家で構成され、さらに、IASB理事会メンバーであるボブ・ガーネットが参加しました。同公開草案が現在の形で最終的な基準として発行された場合、企業業績に与えるであろう影響に焦点が当てられました。

任命

インターナショナル

エイプリル・マッケンジー

グラント・ソントン・インターナショナルのパブリック・ポリシーのグローバルリーダー、エイプリル・マッケンジーは、国際評価基準委員会 (IVSC) の評議員に任命されました。

IVSCは、世界の資本市場組織、市場参加者、および規制当局に受け入れられる国際的に認識された単一の評価基準設定を通じて、国際的な評価を行うための、堅固で透明性の高い手順を作成する責任を負っており、急速に変化する世界経済の問題に対処することになります。エイプリルが任命された評議員は、IVSCの全般的な戦略的方向性や基金に対して責任があります。



SME向けIFRS

本セクションでは、世界各国でのSME向けIFRS利用の動向を考察します。

利用可能な研修資料

国際会計基準委員会財団 (IASC財団) は、2組のSME向けIFRSの研修資料を発表しました。研修資料はIASBのウェブサイトですぐ入手可能で (<http://go.iasb.org/smetraining>)、SME向けIFRSを適用する企業や会計実務者を支援することを目的としています。最終的にはSME向けIFRSの35のセクションを補完する、35の独立した研修モジュールの完成が予定されています。現在までのところ、17のモジュールが完成しました。

IASC財団は、世界各国で「トレーナーのための研修」ワークショップ・プログラムも開催しています。ワークショップはこれまでインドとマレーシアで開催されており、今年後半にはアフリカ、中東、南米、およびカリブ海地域での開催を予定しています。

SME実施グループの発足

IASC財団評議会は、新しいSME実施グループ (SMEIG) の権限および業務手順を承認しました。SMEIGのミッションは、SME向けIFRSの国際的な適用を支援し、その実施をモニターすることであり、以下の2つの主な責務があります。

- SME向けIFRSの利用者から生じた実施に関する質問をもとに、公開予定のガイダンスをQ&A方式で作成して提案することを検討する。このQ&AはIASBによって承認され、強制力のないガイダンスとなる。
- 以下に関するIFRS改訂の必要性を検討し、IASBに提言する。
 - (i) Q&Aで取り扱うことができない実施上の論点について
 - (ii) 前回SME向けIFRSが発行または改訂された以降、新たに適用された新規または改訂IFRSについて

IASC財団は、現在SMEIGメンバー選定のための手続きを行っています。



SME向けIFRSの適用

直近四半期において、以下の国がSME向けIFRSを適用しました。

国名	利用可能な内容*
ブラジル	中小企業はSME向けIFRSの適用を選択できる
ボツワナ	完全版IFRSの代わりとして従業員100名未満の企業の大部分が利用できる
カンボジア	完全版IFRSを採用しなくてはならない公益企業（金融機関、株式上場企業および大企業）を除くすべての企業
エチオピア	現在すべての商品ディーラーがSME向けIFRSの採用を義務付けられている
ガイアナ	中小企業はSME向けIFRSまたは完全版IFRSの適用を選択できる
香港	適格中小企業は「非上場企業用香港財務報告基準」というSME向けIFRSの修正版を採用可能
レバノン	一定の規模以上の中小企業は、バイルート証券取引所に上場していないことを条件に、SME向けIFRSまたは完全版IFRSを選択できる
ナミビア	上場または非上場企業は、以下を条件としてSME向けIFRSを採用できる — 公的説明責任を持たない — 設立文書またはその他の規則において、国際会計士連盟が意図する適正表示フレームワークの順守が義務付けられている — 法定的規定またはその他の規則によって、別の特定の財務報告フレームワークへの順守が義務付けられていない
フィリピン	完全版IFRSの採用を義務付けられない総資産が300万ペソから3億5000万ペソの企業、または負債総額が300万ペソから2億5000万ペソの企業はSME向けIFRSを採用しなければならない。これらの基準を下回る「零細企業」は任意にSME向けIFRSの適用を選択できる。
シエラレオネ	完全版IFRSの採用が義務付けられていない営利企業は、2010年1月1日に開始する報告期間にSME向けIFRSを採用することができる。2011年1月1日に開始する報告期間ではSME向けIFRSの採用が強制となる。
トリニダード・トバゴ	中小企業は、SME向けIFRSまたは完全版IFRSの適用を選択できる
ベネズエラ	SME向けIFRSは、2010年12月31日に終了する事業年度の財務諸表に対して任意であり（認められている）、2011年12月31日に終了する事業年度には強制となる。

*この表は記載した様々な管轄地域における要件を大幅に要約したものであり、したがって参考程度にすべきである。
各管轄地域における要件の適切な理解には、更なる調査が必要である。

欧州連合におけるSME向けIFRS

欧州委員会は、欧州連合においてSME向けIFRSの果たし得る役割について、最初の協議を終えました。これに対応し、グラント・ソントン・インターナショナルは新基準に対する強力な支持を表明し、EU加盟国が各管轄地域に導入する時期と方法を決定できるようにするべきだと提言しました。

一方、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、欧州の既存の会計規則とSME向けIFRSの互換性について欧州委員会に提供するであろう助言の草案を発表しました。EFRAGの草案では、SME向けIFRSにおいて、現在の欧州連合会計指令に矛盾する側面は、詳細にみてわずか7つしかないと結論付けました。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSエグゼクティブ・ディレクター、アンドリュー・ウォッチマンは、以下のようにコメントしています。

「現在、非上場企業による財務報告は、加盟国によって役割や目的が異なっている(例えば、一部の国では会計と税制が緊密に関係している)と認識しています。この状況は利用しなければならぬ企業の種類または規模の基準を含め、EU全体でのSME向けIFRSの合意が、短期的には極めて難しいことを意味します。その代わりに、EUは、各加盟国が各管轄地域内のどの企業にこの新基準の適用を認めるか、または義務付けるかについて決定することを認めるべきだと我々は考えます。」

SME向けIFRSの翻訳

IASBは、SME向けIFRSの外国語への翻訳を引き続き進めています。

中国語、スペイン語、イタリア語、ルーマニア語への翻訳が完了し、アラビア語、チェコ語、フランス語、日本語、セルビア語、トルコ語への翻訳が進められています。アルメニア語、クメール語、マケドニア語、ポーランド語、ポルトガル語、ロシア語、ウクライナ語への翻訳も提案されています。



まとめ

IASB議長が欧州連合で演説

IASB議長ディビッド・トゥイーディー卿は、3月、G20が設定した2011年6月までの単一の世界的な会計基準達成に関するIASBの進展について、欧州連合理事会 (ECOFIN) で演説を行いました。

ディビッド卿は、ECOFINに対し、IASBは2011年6月という目標達成スケジュールを継続しており、次の四半期においてFASBとともに7つの共同提案を発表する予定である、と述べました。さらに、ディビッド卿はIASBがその基準を作成する初期段階において、幅広い範囲の当事者を参加させる試みを段階的に行ってきた、その方法に注目しました。

ディビッド卿は、IASBが行うIAS第39号「金融商品：認識および測定」の全面改訂における進展についても報告し、同プロジェクトの第2段階でより先を見据えた要件モデルを追求する取り組みについて述べました。また、追加の規制損益計算書 (Regulatory Income Statement) を利用する可能性についても示唆しました。追加の規制損益計算書には、規制当局に対しその慎重な目的を達成するための追加情報を提供する方法として、「景気循環引当金 (through the cycle provision)」が含まれる可能性があります。

IASB財団評議会がガバナンスの強化と名称の変更を発表

IASBの監督機関である国際会計基準委員会財団評議会は、5年に1度の組織の見直しの第2段階を終了しました。

公の協議に続き、財団の公的説明責任、利害関係者による参加、および運用有効性の強化を目的とした、多くの変更が発表されました。

変更の1つに財団の名称変更があり、IFRS財団となります。国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) および基準諮問会の名称もそれぞれIFRS解釈指針委員会、IFRS諮問会に変更されます。ただし、IASBの名称は変更されません。

規約の主な変更点

- ・IASBの将来的な技術的議題に関する3年に1度の公の協議の導入
- ・IFRS適用およびコンバージェンス戦略の強化
- ・IFRSの動向に対する「原則主義」アプローチへの取り組み
- ・財務情報の対象として投資家を明確に指定
- ・デュー・プロセスための要件、および最も例外的な状況におけるデュー・プロセスを促進するための条項の導入
- ・評議会およびIASBのどちらにも副議長を設定
- ・広範囲な利害関係者に対する説明責任を果たすための言語を、種類および地域の両方で改善
- ・IASBメンバーの実務経験を確実に維持するためメンバーの2期目の継続可能性の削減
- ・組織全体で使用される名称の簡素化 (上記参照)

資産の新しい定義についての調査

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) と会計基準局 (ANC) は、IASB および FASB によって暫定的に導入された新しい資産の定義の提案についての研究論文を各ウェブサイトにも共同で発表しました。研究論文では12の金融取引に対し、提案された新しい資産の定義をテストしています。この分析の目的は、提案された新しい定義がうまく機能し、IASBの既存の資産の定義が改善されているかどうかをテストすることにあります。

IVSCが無形資産の評価に対する改訂版ガイダンスを発表

評価の国際基準設定者である国際評価基準委員会 (IVSC) は、無形資産の評価に関する改訂版ガイダンス・ノートを発表しました。

世界各国でのIFRSの適用により、かかる資産の評価における一貫性と透明性の必要性が大幅に高まりました。改訂版ガイダンス・ノートでは、ブランド、知的財産、カスタマー・リレーションシップなどの無形資産を評価する認識された基本的なテクニックを特定し、これらの適用方法に関するガイダンスを行っています。



新基準およびIFRIC解釈指針の 発効日

以下の表では、2009年1月1日以降を発効日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針を一覧にしています。企業はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づき、新基準および解釈指針に関して特定の開示を行うことが義務付けられます。

2009年1月1日以降を発効日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2013年1月1日	可（広範囲にわたる移行規則を適用）
IFRIC第14号	最低積立要件に基づく年金費用の前払い—IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可（基準全体または政府系企業に対する部分免除のいずれか）
IFRS第1号	初度適用者に対するIFRS第7号における比較開示の限定的免除（IFRS第1号の改訂）	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	株主割当増資の分類（IAS第32号の改訂）	2010年2月1日	可
SME向けIFRS	中小企業向け国際財務報告基準	各管轄における承認後すぐ	n/a

2009年1月1日以降を発効日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第1号	初度適用者に対する追加免除 (IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	現金決済型株式報酬取引(IFRS 第2号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用 (2008年改訂)	2009年7月1日	可
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および 測定:適格なヘッジ対象」の改訂	2009年7月1日	可
IFRIC第17号	非現金資産の株主への分配	2009年7月1日	可(ただし、IFRS第3号(2008年改訂)、IAS第27号(2008年改訂)、およびIFRS第5号(IFRIC第17号により改訂)も適用しなければならない)
IFRS第3号	企業結合(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし2007年6月30日以降に開始する期間のみを対象とし、IAS第27号(2008年改訂)も適用する)



2009年1月1日以降を発効日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第27号	連結および個別財務諸表	2009年7月1日	可(ただしIFRS第3号(2008年改訂)と共に適用しなければならない)
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以降の資産の移転	可。ただし過去の移転に対して解釈指針を適用するために必要な評価およびその他の情報を、移転が発生した時点で入手していることを条件とする
IAS第32号およびIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」およびIAS第1号「財務諸表の表示:ブット可能な金融商品および清算時に生じる債務」の改訂	2009年1月1日	可(ただしIAS第39号、IFRS第7号、およびIFRIC第2号の関連改訂も共に適用しなければならない)
IFRS第1号およびIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示:金融商品に関する開示の改善」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬:権利確定条件および取り消し」の改訂	2009年1月1日	可
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第8号	事業セグメント	2009年1月1日	可
IFRIC第15号	不動産の建設契約	2009年1月1日	可
複数	IFRSの2008年年次改善	2009年1月1日(特に明記しない限り)	可

意見を募集

この表ではIASBが現在意見を募集している文書および意見の募集期限を示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは各文書に対し、意見を表明することを目指しています。

現行のIASB文書

文書の種類	基準名	意見の募集期限
公開草案	IAS第37号における負債の測定—IAS第37号に対する改訂提案	2010年5月19日
公開草案	金融商品・償却原価および減損	2010年6月30日
公開草案	財務報告の概念フレームワーク・報告企業	2010年7月15日
ディスカッション・ペーパー	採掘産業	2010年7月30日



www.gti.org

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。